

四日市市市民課等への窓口封筒の無償提供者募集要項

この要項は、窓口封筒を無償提供していただける事業者を募集するにあたり、四日市市広告入り窓口封筒の無償提供に関する基準第4条第2項に基づき、必要な事項を定めるものです。

1 無償提供していただくもの

(1) 窓口封筒（広告入り）

来庁者が各種証明書等を入れて持ち帰るための封筒で、必要に応じて来庁者が自由に利用するものです。本市が利用を促進させるものではありません。

① 窓口封筒の規格及び製作予定枚数

角型6号（縦229mm×横162mm） 150,000枚

角型2号（縦332mm×横240mm） 40,000枚

※配置期間中、数量に過不足が生じた場合は適宜加減するものとします。

※色、形状等については、別途協議します。

②広告の規格

表面、裏面とも封筒の面積の3分の1以内

※封筒の表面積及び裏面積の各々3分の2以上は市の記載部分とし、記載内容は本市の指示する内容を印刷してください。

(2) 封筒設置ケース

提供された封筒を設置するためのケース

2 設置場所

四日市市役所市民課、富洲原地区市民センター、富田地区市民センター、羽津地区市民センター、常磐地区市民センター、日永地区市民センター、四郷地区市民センター、内部地区市民センター、塩浜地区市民センター、小山田地区市民センター、川島地区市民センター、神前地区市民センター、桜地区市民センター、三重地区市民センター、県地区市民センター、八郷地区市民センター、下野地区市民センター、大矢知地区市民センター、河原田地区市民センター、水沢地区市民センター、保々地区市民センター、海蔵地区市民センター、橋北地区市民センター、楠地区市民センター、市民窓口サービスセンター

3 納品方法 上記設置場所に直送及び分納してください。

4 事業期間

令和8年 8月 1日から令和9年 7月31日

※この事業期間の中で、各設置場所に設置すること。

5 掲載できる広告内容

広告内容については、四日市市広告掲載要領及び四日市市広告掲載基準を遵守してください。

6 募集期間 令和8年1月5日から令和8年1月27日（午後5時必着）

7 応募資格

- (1) 応募時、四日市市及び他の自治体において指名停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく更正開始の申立てがなされているものでないこと。
- (3) 市区町村民税の滞納がないこと。

8 提出書類

- (1) 窓口封筒無償提供申込書（第1号様式）
- (2) 企画書・封筒見本等（6部）
- (3) 会社の登記謄本（個人事業主の場合は身分証明書）
- (4) 会社概要
- (5) 広告関係の実績
- (6) 市区町村民税の完納証明書（提出期限日3カ月以内のもの）

9 提出場所

四日市市役所市民生活部市民課へ持参または郵送

10 無償提供者の審査及び決定

※「四日市市広告入り窓口封筒の無償提供に関する選定要領」により選定。

- (1) 提出された書類等に基づき、1業者を決定します。
- (2) 無償提供の可否を決定したときは、その結果を窓口封筒無償提供決定通知書（第2号）により、申込者に通知します。

11 その他

- (1) 審査の経緯は公表しません。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けません。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 窓口封筒の製作上の遵守事項及び問題発生時の対応等については、「四日市市広告入り窓口封筒の無償提供に関する基準」を参照してください。

1 2 応募・問い合わせ先

〒510-8601

三重県四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 市民生活部市民課（電話059-354-8152）

第1号様式（第8項関係）

窓口封筒無償提供申込書

年 月 日

（あて先）四日市市長

住所又は所在地

申込者 氏名又は名称

（印）

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

四日市市広告掲載要綱及び四日市市広告入り窓口封筒の無償提供に関する基準を遵守の上、次のとおり申し込みます。

なお、この申込書及び関係書類のすべての記載事項は、事実に相違ないことを誓約します。

1 広告の内容

2 税調査に対する同意

窓口封筒無償提供申込みに当たって四日市市が、法人市民税又は個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納税状況を調査することに同意します。

3 添付書類

企画書、封筒見本等

法人登記簿謄本（個人事業主の場合は身分証明書）

会社概要

広告関係の実績

市区町村民税の完納証明書

第2号様式（第10項関係）

窓口封筒無償提供決定通知書

年 月 日

（氏名）様

四日市市長（氏名）

年 月 日付けで申込みのあった窓口封筒の無償提供について、次のとおり決定します。

- 1 決定区分 無償提供を受ける
無償提供を受けない
- 理由

2 配置期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 広告案提出期限 年 月 日